

1 業務委託事項

(1) 業務委託名

令和 7 年度（2025 年度）熊本市国民健康保険特定保健指導業務委託

(2) 目的及び概要

特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の危険性のある者、その予備群である者を対象に対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とし、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）」の規定に基づき特定保健指導を実施する。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市内及び熊本市近隣の自治体区域内の特定保健指導受託機関（実施機関）または、受託機関が指定した場所（情報通信技術を活用した遠隔面接を行う場合はこの限りではない。）。

(4) 履行期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

ただし、上記期間中に初回面接を実施した者については、当該保健指導の終了する日までとする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課

電話 096-328-2289（直通）

ファックス 096-324-0004

メールアドレス kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和 7・8 年度(2025・2026 年度)業務委託競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。

ただし同要綱第 11 条に規定されている者はこの限りでない。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該業務委託に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内及び熊本市近隣自治体の区域内に実施場所を有すること（情報通信技術を活用した遠隔面接を行う場合はこの限りではない。）。
- (10) 高齢者医療確保法の規定に基づく「特定健康診査及び特定保健指導実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）に規定される基準を満たすもの。
- (11) 実施基準及び「標準的な健診・特定保健指導プログラム（令和6年度版）」を遵守して、特定保健指導を実施できること。

4 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）2月13日（木）から令和7年（2025年）3月3日（月）まで

熊本市ホームページへ掲載する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

本件業務委託の参加希望者は、業務委託参加資格確認申請書及び業務委託参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、業務委託参加資格の有無については市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

なお、医師会を代表として契約を希望する医療機関は、医師会がとりまとめを行い提出すること。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

- (ア) 業務委託参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 業務委託参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 特定保健指導の外部委託基準に関する調書（様式第3号）
- (エ) 見積書（様式第4号）
- (オ) 保健指導統括者等の調書（様式第5号）※医師会を除く

イ 提出期限

令和7年（2025年）3月3日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）3月3日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参又は電送（電子メール等）の場合

2の担当部局

- (イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市健康福祉局健康福祉部国保年金課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「業務委託参加資格確認申請書在中」を明記すること

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

5 業務委託先の決定について

業務委託参加資格があると確認され、基準単価に応じる機関を委託先として決定する。見積書は、次に示す基準単価（税込み）を記載し提出すること。

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（業務委託参加資格がないと認めた場合はその理由を含む。）については、書面により通知する。

【令和7年度（2025年度）熊本市国民健康保険特定保健指導基準単価（消費税込み）】

- ・動機付け支援 11,000円
- ・積極的支援 25,666円

6 業務委託参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 業務委託参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して業務委託参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 募集に関する説明会

説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）2月14日（金）から令和7年（2025年）2月20日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

質問書が提出された日から起算して4日以内（休日を除く。）に開始し、令和7年（2025年）3月3日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第22条第2項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除とする。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載する。

(4) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等を無効とし、業務委託参加資格の取消し、契約決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 業務委託参加資格の確認を行った日の翌日から契約締結までの間に、業務委託参加資格があると認めた者が業務委託参加資格はないものと判明した場合には、業務委託参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して業務委託参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 受託者の決定後契約締結までの間に、受託者が3に規定する業務委託参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可。）。